

有料職業紹介返戻金制度

原則、紹介した採用決定者が一身上の都合により 6 ヶ月以内に退職した場合には、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者退職日より 1 ヶ月以内に、返還します。

- ・ 3 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 1 0 0 %
- ・ 4 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 6 0 %
- ・ 5 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 4 0 %
- ・ 6 ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 2 0 %